

信濃川水系河川整備計画 計画段階評価（上流部）検討委員会 設立趣意書

信濃川は、その源を長野、山梨、埼玉県境の甲武信ヶ岳（標高2,475m）に発し、長野県内では千曲川と呼ばれ、犀川等の支川を合わせ、狭窄部を通過して新潟県に入り信濃川と名称を改め、河岸段丘地帯を流下しながら魚野川等の支川を合わせ越後平野に出て、途中大河津分水路、関屋分水路等を分派し、日本海へ注ぐ、日本一の幹川流路延長367km、流域面積11,900km²の一級河川である。

信濃川の上流部では盆地に長野市や松本市などの都市が発達し、盆地の出口が狭窄部となっているためはん濫が起きやすい地形となっている。また中下流部では拡散型のはん濫により新潟市や長岡市など広範囲にわたって浸水するなど災害ポテンシャルは極めて大きく、過去には明治29年の横田切れや、昭和56年8月洪水、昭和58年9月洪水など中上流部を中心に浸水被害が発生しているほか、平成16年7月洪水では下流部、平成23年7月洪水では中下流部、平成16年10月洪水、平成18年7月洪水では上流部において甚大な被害が発生している。

このような状況の中、明治以降国による本格的な治水事業が着手され、大河津分水路の開削等の治水対策が進められた。その後、昭和39年の新河川法の制定を受け、昭和40年に信濃川水系が一級河川として指定され、昭和49年に「信濃川水系工事実施基本計画」が改訂されるとともに大町ダム、三国川ダム、関屋分水路等を含め、水系一貫した河川整備により、安全・安心な地域づくりを進めてきた。

平成9年に河川法の改正が行われ、その目的に、従来の「治水」「利水」のほか、新たに「河川環境の整備と保全」が加えられるとともに、従来の「工事実施基本計画」に代わり、河川整備の長期的な方向を示す「河川整備基本方針」と、具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが規定され、信濃川水系においては、平成20年6月11日付けて「信濃川水系河川整備基本方針」を、平成26年1月6日付けて「信濃川水系河川整備計画」を策定した。

今般、「信濃川水系河川整備基本方針」に沿った「信濃川水系河川整備計画」のうち、信濃川上流部における治水対策について、北陸地方整備局が作成した計画段階での評価及びその対応方針（原案）について、信濃川・千曲川に関し学識経験を有する者から意見を聴くことを目的に「信濃川水系河川整備計画 計画段階評価（上流部）検討委員会」を設立するものである。